

第2期 幸田町自殺対策計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



ともに生き いのちを支えあうまち こうた
～ 誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して ～

令和6年3月
幸 田 町

は じ め に



幸田町長 成瀬 敦

幸田町では、平成31年に策定した幸田町自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して自殺対策に関わる事業を推進してまいりました。

国では令和4年に自殺対策大綱が見直され、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、長期に人との接触機会が減り、人との関わり合いや雇用形態が変化し、過労、生活困窮、いじめや孤立等の生きることへの阻害要因が増したことで自殺に繋がりがねない問題が深刻化しているとされています。特に、女性や子ども・若者世代の自殺者数の増加が見られ、重点的な対策が求められています。

自殺の背景には、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な問題が複雑に絡み合い、その多くは追い込まれた末の死です。誰もが自殺に追い込まれない社会を実現するためには、行政のみならず、地域の関係団体や民間企業等の関係機関が連携し、「生きることへの包括的な支援」を行うと同時に、町民ひとりひとりが、身の回りの心に不安や悩みを抱えた人の存在に気づくことが大切です。

幸田町では、悩んでいる人に気づき傾聴し、必要な支援に繋げ見守る役割であるゲートキーパーの養成として、こころの健康に関する講座等を開催し事業を推進してまいりました。本計画では、「ともに生き いのちを支え合う 幸田」を引続き基本理念とし、一層の事業推進をしてまいります。本計画を推進するにあたり、町民の皆様や関係各位の御理解及び御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました協議会委員の皆様及び関係各位の皆様にご心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

目次

第1章 計画策定の趣旨等.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 策定の背景.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
第2章 幸田町の現状と課題.....	5
1 町の自殺者数の現状.....	5
2 団体ヒアリング調査結果.....	12
3 課題のまとめ.....	15
第3章 前計画の評価.....	17
1 数値目標.....	17
2 前計画の評価指標の達成状況.....	18
第4章 計画の基本的な考え方.....	21
1 自殺に対する基本認識.....	21
2 計画の基本理念.....	22
3 計画の体系.....	23
第5章 自殺対策の基本施策と重点施策.....	25
1 地域におけるネットワークの強化.....	25
2 自殺対策を支える人材の育成.....	27
3 住民への啓発と周知.....	29
4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育.....	32
5 生きることの促進要因への支援.....	34
第6章 自殺対策の推進体制.....	43
1 計画の推進体制.....	43
2 評価指標と検証・評価.....	45
参考資料.....	48
1 幸田町自殺対策計画策定経過.....	48
2 幸田町自殺対策推進協議会設置要綱.....	49
3 幸田町自殺対策推進協議会委員名簿.....	51
4 自殺対策基本法.....	52
5 用語解説.....	57

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

我が国の年間自殺者数は、1998（平成10）年以降14年連続で3万人を超えて推移していました。その後は、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど着実に成果をあげつつあります。しかし依然として年間2万人以上の方が自殺により亡くなっている現状があり、2020（令和2）年以降は女性や子どもの自殺者が増加するなど、深刻な状況が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末に起こるものです。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく、誰にでも起こり得ることです。自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らす一方で、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことにより、社会全体の自殺のリスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

国においては、2006（平成18）年に自殺対策基本法が施行され、2007（平成19）年には国の自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。2016（平成28）年3月に「自殺対策基本法」が一部改正され、市町村に対して自殺対策の施策に関する計画策定が求められたため、幸田町においても2019（平成31）年3月に「幸田町自殺対策計画～ともに生き いのちを支え合うまち幸田」（以降前計画）を策定しました。

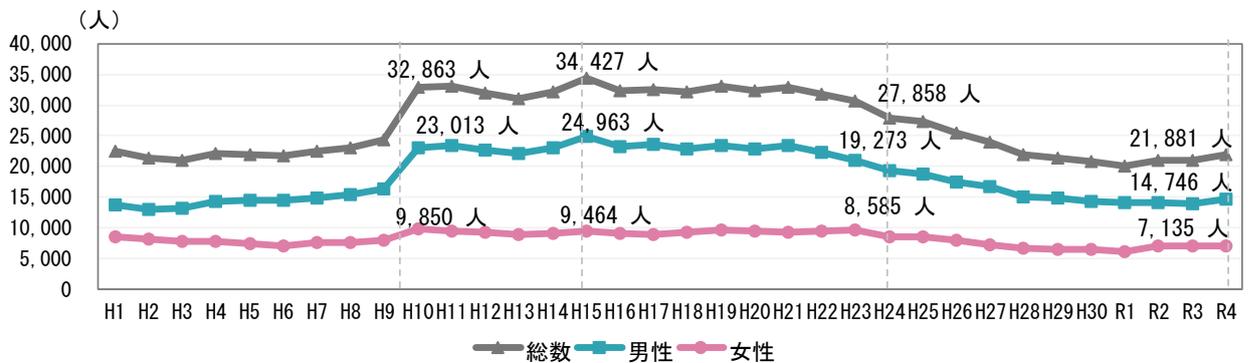
本計画は、前計画の期間が終了することや、2022（令和4）年の自殺総合対策大綱の見直し及び「第4期愛知県自殺対策推進計画」の策定を受け、計画の見直しを行うものです。前計画の進捗状況の把握及び評価、自殺の現状を踏まえ、今後の自殺対策の総合的な取組方針を示し、町民や関係機関と連携を図りながら全庁的な取組を推進し、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

2 策定の背景

我が国の年間自殺者数は、1998（平成 10）年以降 3 万人を超えて推移していました。国では自殺対策を推進し、2006（平成 18）年に自殺対策基本法が制定されて以降は、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

2012（平成 24）年には、15 年振りに年間の自殺者数が 3 万人を下回り、自殺対策の成果がみられます。2012（平成 24）年以降は減少傾向が続いており、2 万人台での推移となっていました。2020（令和 2）年には増加に転じています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、自殺の要因となる問題が悪化したことで女性や子どもの自殺者数が増加している状況にあります。こうした背景を踏まえ、国の第 4 次自殺対策大綱では、子ども・若者や女性の自殺対策を重点施策として位置づけています。

■図表 1 自殺者数の推移



出典：警察庁「自殺統計」

3 計画期間

計画期間は、2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度までの 5 年間とします。

■図表 2 計画期間

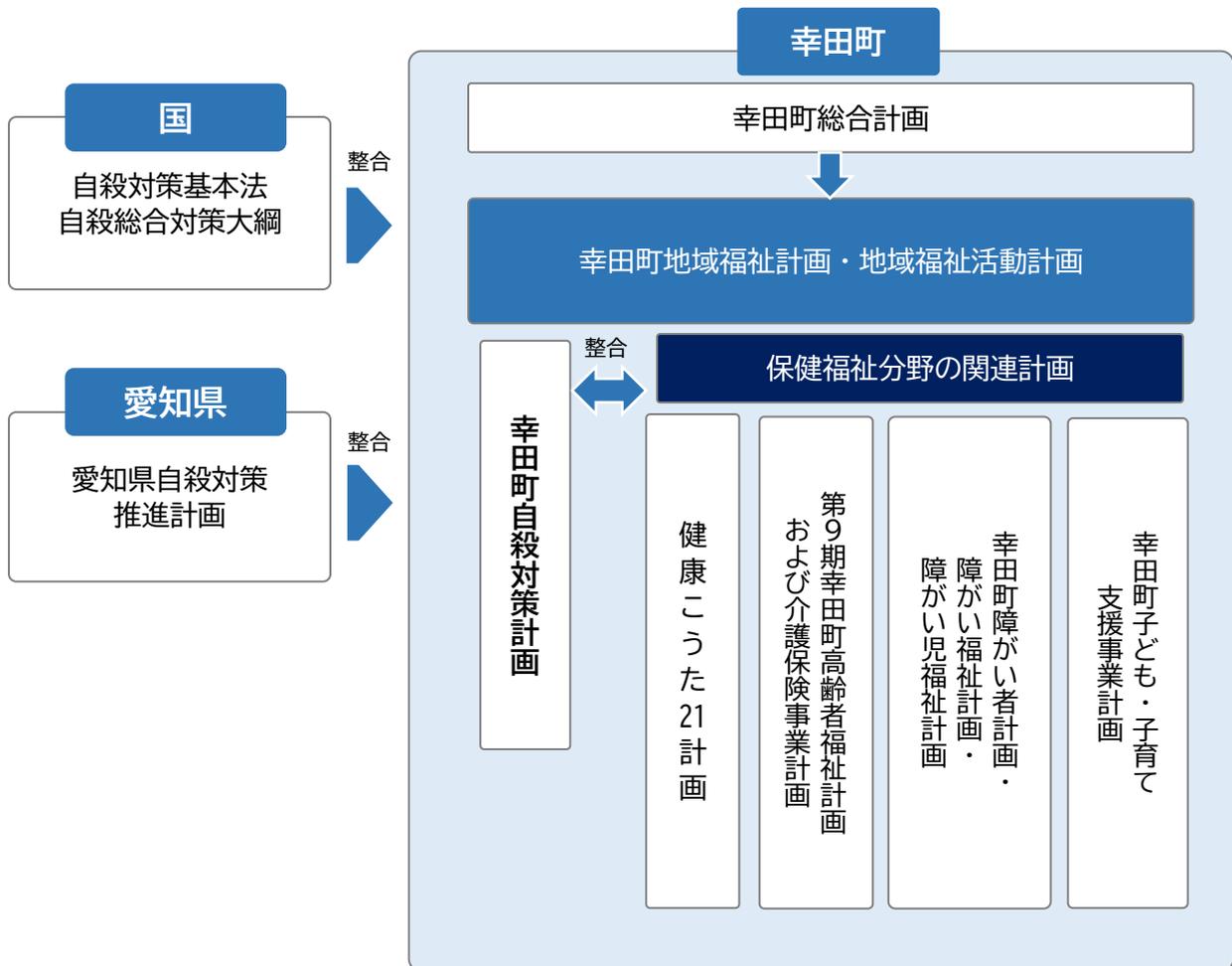
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
幸田町自殺対策計画	前計画			本計画						
愛知県自殺対策推進計画	第 3 期		第 4 期							

4 計画の位置づけ

本計画は、2016（平成 28）年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、国の定める「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて、同法第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

自殺は、健康問題、経済的問題など様々な要因が複雑に関係しているため、精神保健的な視点だけでなく、様々な分野の施策や人々・組織が密接に連携する必要があります。本計画は、本町の上位計画である「幸田町総合計画」、福祉分野の総合的な計画である「幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、関係する他の計画である「健康こうた 21 計画」「幸田町子ども・子育て支援事業計画」等との整合性・連携を図りながら進めていきます。

■図表3 計画の位置づけと関連計画



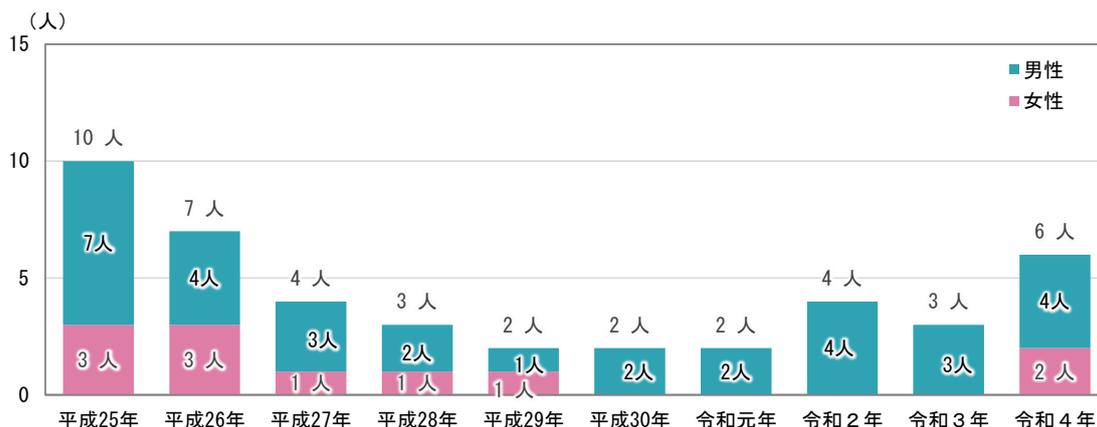
第2章 幸田町の現状と課題

1 町の自殺者数の現状

(1) 自殺者数の推移

平成25年からの幸田町の自殺者数は10人から2人まで減少していましたが、令和2年以降は増加傾向にあります。性別では、女性よりも男性の自殺者数が多くなっています。

■図表4 幸田町の自殺者数

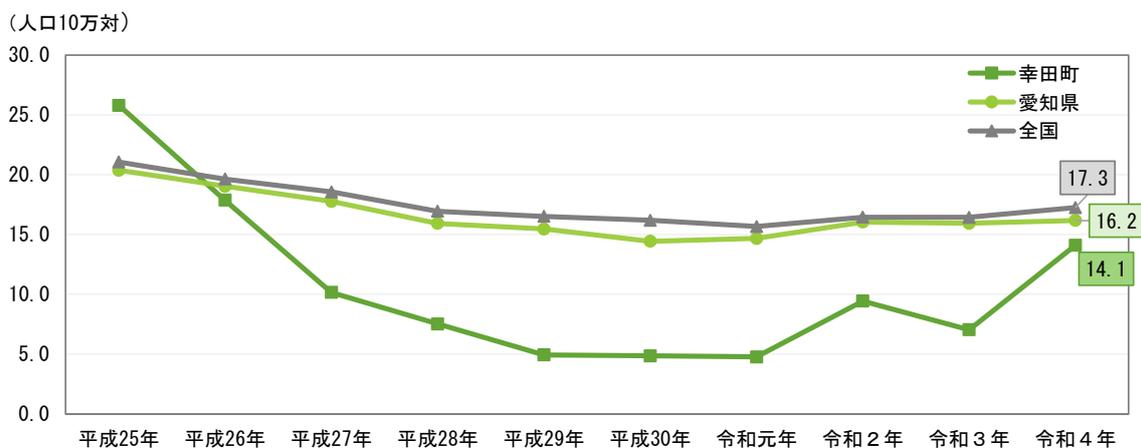


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(2) 自殺死亡率の推移

人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は、平成25年から平成29年にかけて低下し、10.0を下回って推移していましたが、令和2年以降は上昇傾向にあり、令和4年には14.1となり愛知県の自殺死亡率16.2に近づいています。

■図表5 自殺死亡率

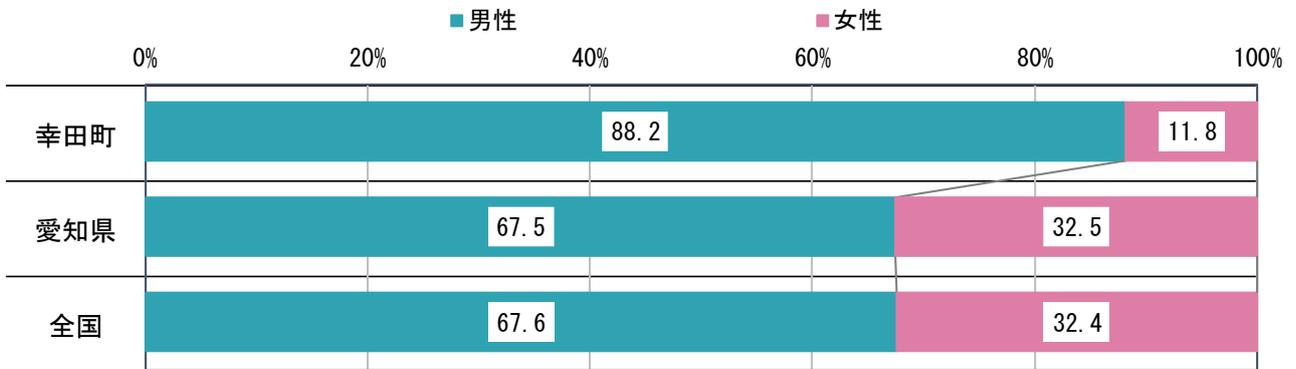


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(3) 性別構成割合

性別の自殺者数割合では、男性が88.2%、女性が11.8%となっており、男性が約9割を占めています。全国や愛知県と比較すると、男性に偏った構成になっています。

■図表6 性別構成割合（2018～2022年合計）

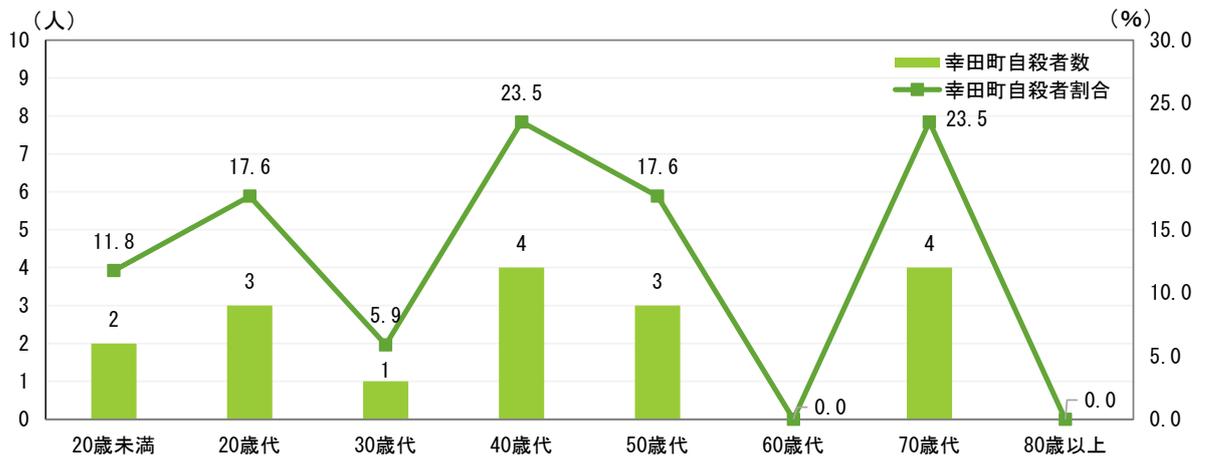


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(4) 年齢階級別

年齢層別の自殺者数は、20歳未満から70歳代まで幅広い年代で多くなっています。自殺者数の割合は、40歳代と70歳代で高くなっています。

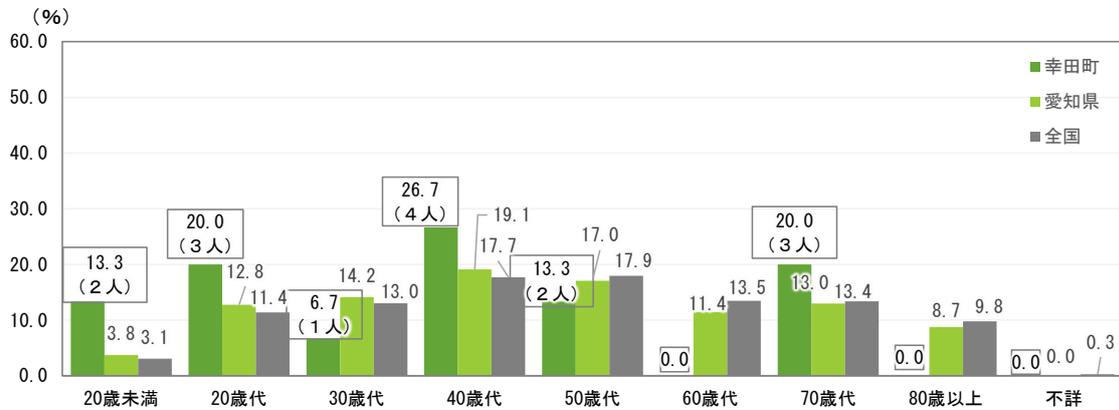
■図表7 年齢層別自殺者数・自殺者割合（2018～2022年合計）



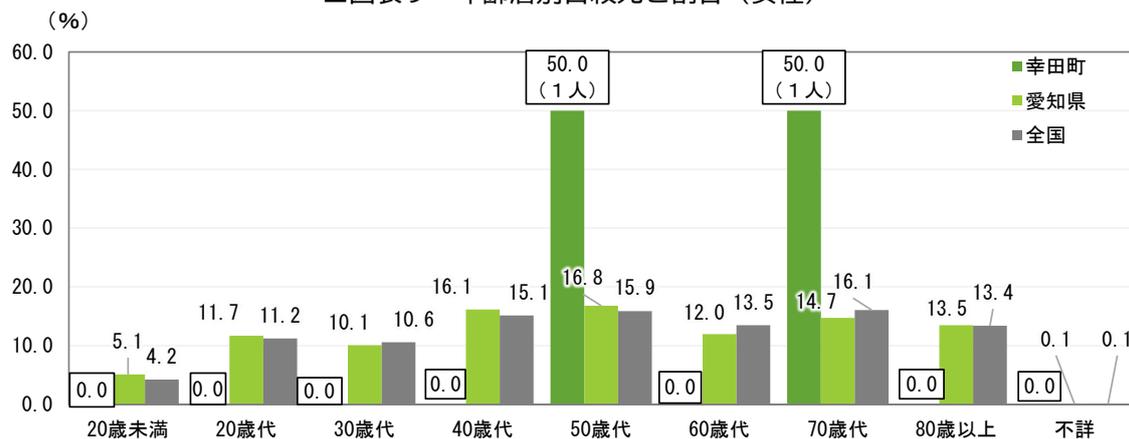
出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

男性の年齢層別死亡割合は、全国や愛知県と比較して20歳未満、20歳代の若い世代で高くなっています。また40歳代、70歳代も高くなっています。女性では、50歳代と70歳代が高くなっています。

■図表8 年齢層別自殺死亡割合（男性）



■図表9 年齢層別自殺死亡割合（女性）

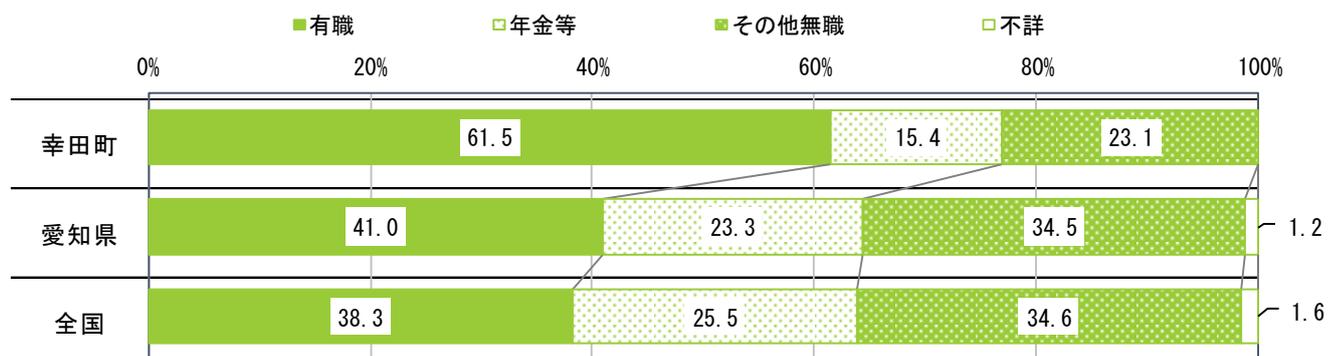


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(5) 職業別の特徴

職業別の自殺者数割合では、有職者の割合が全国及び愛知県と比較して高くなっています。年金生活者やその他無職の割合は低くなっています。

■図表10 職業別自殺者割合（2018～2022年合計）

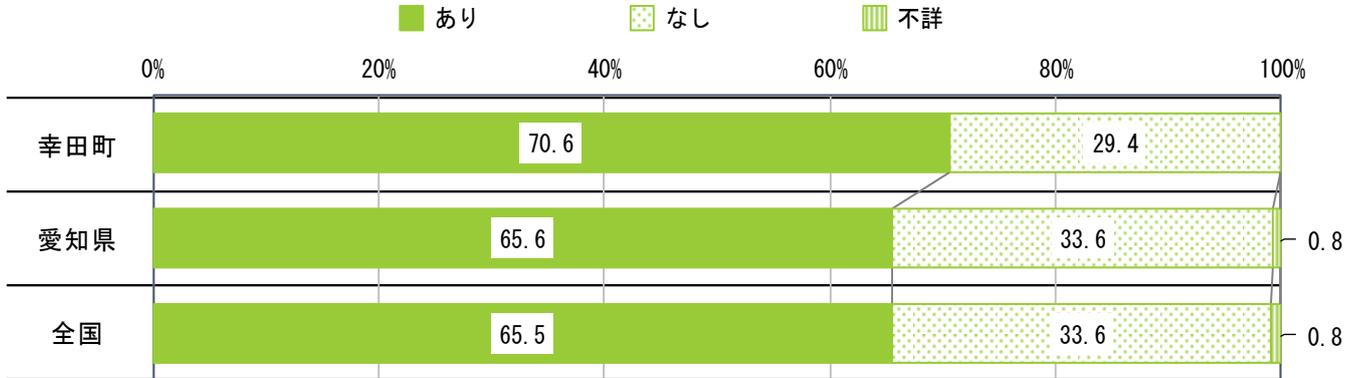


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(6) 同居人の有無

自殺者における同居人の有無は、全国及び愛知県と比較して同居人ありが約5%高くなっています。

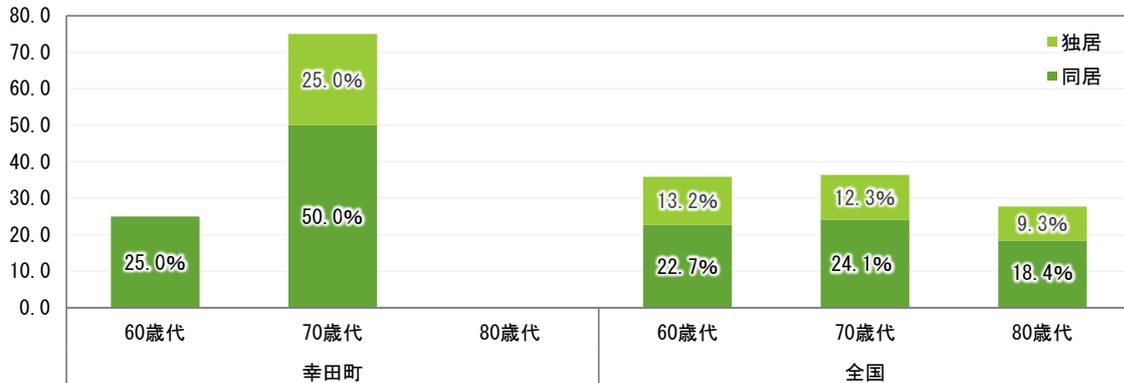
■図表 11 同居人の有無割合（2018～2022 年合計）



出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

高齢者の同居人の有無についてみると、60歳代では同居のみとなっており、70歳代では同居が50%、独居が25%で全国と比較して同居の割合が高くなっています。

■図表 12 高齢者の同居人の有無割合（2017～2021 年合計）

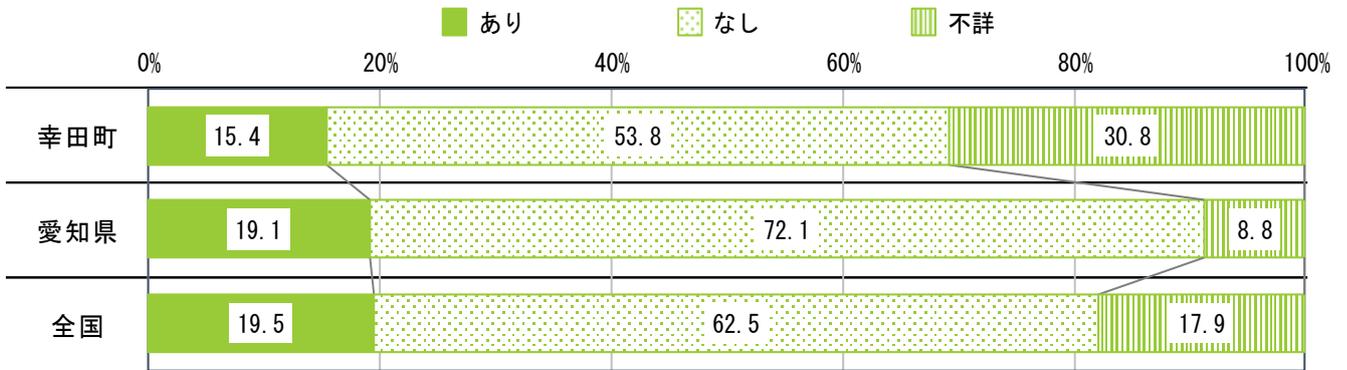


出典：幸田町地域実態プロフィール 2022（JSCP2022）

(7) 自殺未遂歴の状況

自殺者数における自殺未遂歴を有する割合は15.4%となっており、全国及び愛知県と比較してやや低くなっています。また、自殺者の約5割が自殺未遂歴のない方となっています。

■図表13 自殺未遂歴の割合（2018～2022年合計）

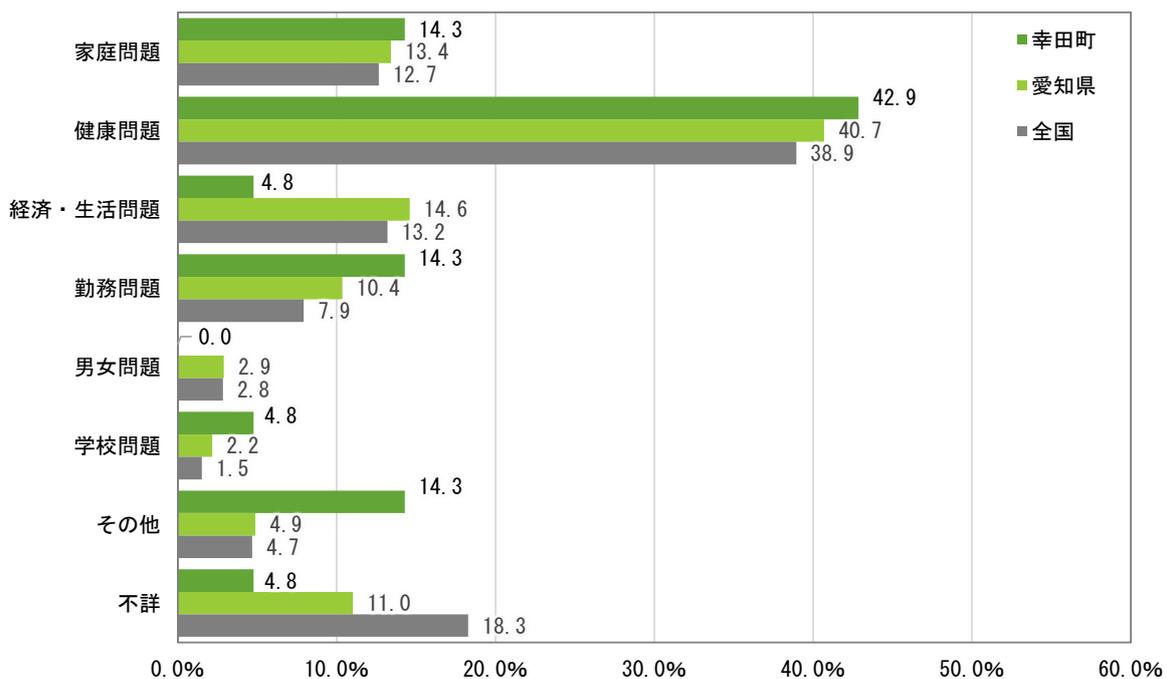


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

(8) 自殺の原因の動機

自殺の原因・動機についてみると、健康問題が最も高く、次いで家庭問題、勤務問題となっています。全国及び愛知県と比較して、経済・生活問題が低くなっており、勤務問題及び学校問題が高くなっています。

■図表14 自殺の原因・動機の割合（2018～2022年合計）

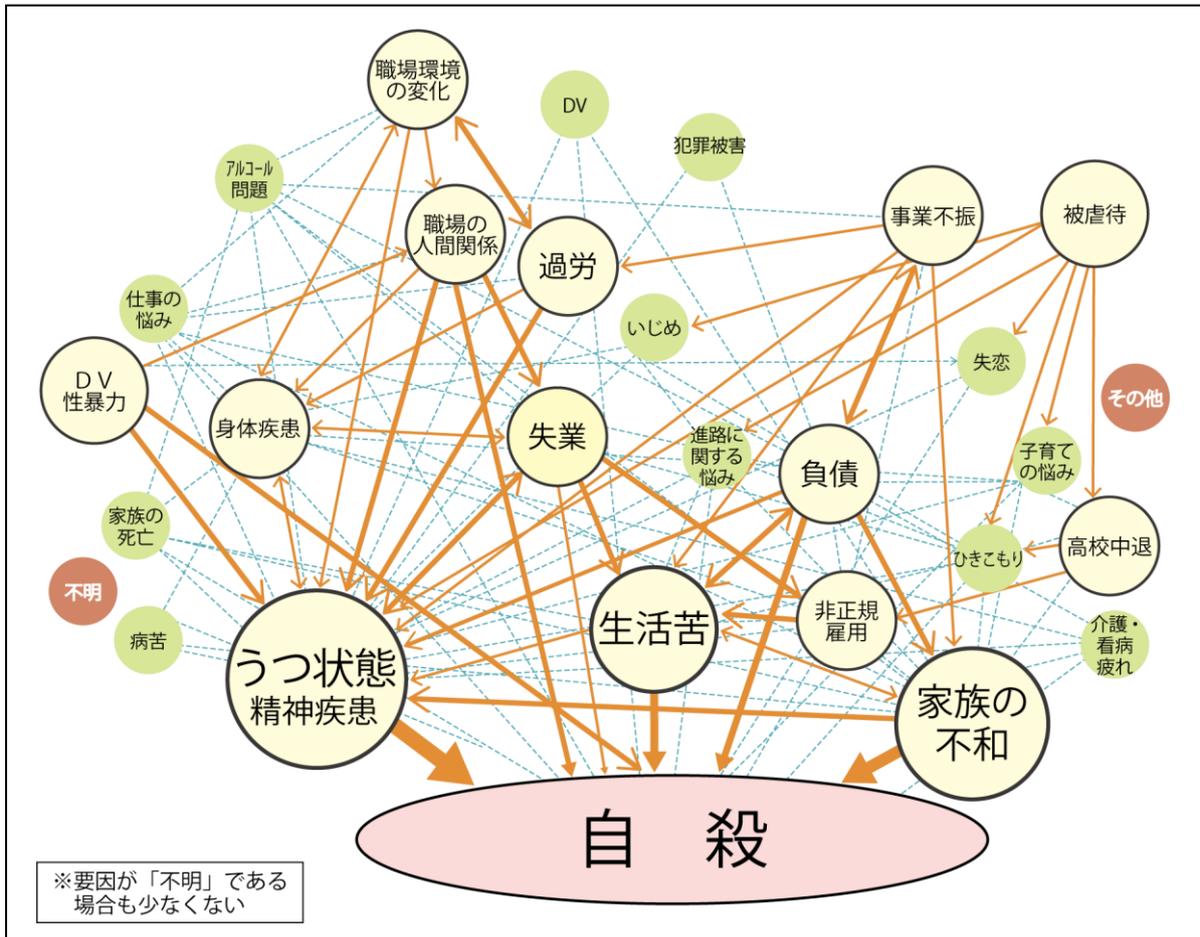


出典：厚生労働省自殺対策推進室「地域における自殺の基礎資料」

自殺の原因・動機は単純ではなく、多くの場合、様々な要因が複雑に絡み合っ、自殺に至ると言われています。

次の図は、特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000 人調査」からみえてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。

■図表 15 自殺の危機経路



出典：NPO法人ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。

自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。NPO法人ライフリンクの調査では、「自殺の危機経路」以外にも、職業、年齢、性別等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

(9) 主な自殺者の特徴 (2017～2021 年合計)

本町の「地域自殺実態プロフィール」に基づく 2017 (平成 29) 年から 2021 (令和 3) 年の主な自殺者実態が、図表 16 になります。性別・年代・職業・同居人の有無に基づき、こういった背景を持つ自殺者が多いのかを示しています。「背景にある主な自殺の危機経路」については、この区分に該当する方々の自殺の危機経路として考えられるものを例として示したものです。

■図表 16 幸田町地域自殺実態プロフィール

自殺者の特性上位 5 区分	自殺者数 (5 年計)	割合	自殺死亡率* (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1 位:男性 40～59 歳 有職同居	4	30.8%	16.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位:男性 20～39 歳 有職独居	2	15.4%	30.7	①【正規雇用】配置転換→配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺 ②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3 位:男性 60 歳以上 無職同居	2	15.4%	15.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4 位:男性 40～59 歳 無職同居	1	7.7%	82.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5 位:男性 60 歳以上 無職独居	1	7.7%	69.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料：幸田町地域実態プロフィール 2022 (JSCP2022)

2 団体ヒアリング調査結果

本計画の策定に当たり、本町において自殺対策や連携等で関連が深い各種団体にヒアリング調査を実施し、課題や今後の取組等についてご意見を伺いました。

(1) 調査対象

町内の関係機関、医療機関、民間団体、企業・事業所、学校関係など

(2) ヒアリング結果

①「生きる支援」に関連する活動について各関係機関での取組や課題、今後の方針について

○医療機関

- ・ 経済的な問題や家族からの協力を得られないような孤立した人もいる。また、心に病気を抱えていない人に対しての関わりが難しい。
- ・ 精神科、メンタルクリニック、心療内科などを受診されていない患者の自殺企図の早期発見や掘り起しが課題と感じている。自殺予防や生きる支援に対する重要性はすべての医師が認識しているが、多忙な診療の際にも実効性のある働きかけを行える困難さを感じている。
- ・ 診療時の患者さんへの会話や態度など、ささいな変化に気をかけていきたい。また、様々な関係機関との連携強化をしていきたい。

○福祉関係・民間団体

- ・ ゲートキーパー養成講座等の業務を担当している中で、よりゲートキーパーが活躍できるような取組や資質向上が出来ると良い。
- ・ 自殺の要因となる課題に対するサービスの充実や居場所づくりなどを推進し、周知や広報にも力を入れ、必要な人が必要なときにつながるようにしていきたい。
- ・ 不安を抱える人に対して定期的に訪問して話を伺い、必要だと思われる場合、専門機関につなぐようにしている。独居に関わらず、家族と同居しているが不安を抱える高齢者にも見守りが必要。しかし、支援をする側の人材不足が課題であり、見守りが行き届かないこともある。また、対応の難しさを感じているので勉強会があると良い。

○企業・事業所

- ・ 全役職者に向けてメンタルヘルス研修を実施、「なんでも相談室」の開催、「職場相談員」の配置等取り組んでいるが、多忙な中で研修時間を確保や相談室を気軽に利用できるような周知の工夫が課題。職員の変化に気づく力や傾聴スキルも高めていきたい。

○学校関係

- ・ 子どもを取り巻く環境の多様化に伴い、個々に合わせたきめ細やかで適切な対応ができるように努めている。家庭の状況が複雑化しており、学校としてどこまで支援ができるのか、外部機関との連携のあり方が課題。人員拡充や居場所の増設が必要と感じている。

②幸田町の自殺対策推進にあたり、行政、福祉関係団体、地域住民などに期待される役割や必要な取組とは。

○行政へ期待する取組

- ・ 気軽に相談できる窓口の充実と周知、予防キャンペーンの実施などの普及啓発活動
- ・ 自殺対策を考える人材の育成としてゲートキーパーの養成研修や人材育成のための研修を開催
- ・ 地域や関係機関とのネットワークの強化を図るための会議を開催
- ・ 町民の自殺の実態把握と解決に向けた関係機関への問題提起
- ・ 実効性のある自殺対策計画の策定と進行管理

○教育機関へ期待する取組

- ・ 児童生徒への心の居場所づくり、悩み相談体制の充実
- ・ 児童生徒への命の大切さ（自殺の悲惨さや周囲への影響）、生きる力を高める教育の充実
- ・ 児童生徒への悩み事相談など自殺対策に関するサービスの周知
- ・ 教職員向けの自殺予防の教育や対応方法への支援、情報共有の徹底
- ・ 医療や保健福祉分野と連携し、必要時につなげるような体制づくり

○医療・福祉の関係機関へ期待する取組

- ・ 相談や診療の為に専門機関や窓口の拡充
- ・ 患者や支援対象者の自殺予防への支援
- ・ 各機関との連携強化
- ・ 専門職としての適切な対応スキルの向上、精神科以外の医師等専門職へのより強い啓蒙
- ・ 自殺対策における地域のネットワーク機関として参画、推進を支援

○労働関係へ期待する取組

- ・ 従業員が気軽に相談できる環境づくり
- ・ 面談や相談対応、窓口の紹介等の取組
- ・ 職場環境の調整や改善、早期発見（過重労働、パワハラやセクハラなどのハラスメント等）

○地域住民へ期待する取組

- ・ 自分自身のところとからだの健康維持・増進への取組
- ・ ゲートキーパー養成講座やメンタルヘルスに関する講演会に参加するなど自殺対策への関心
- ・ 孤立しないように身近な人に声掛けや見守り、早期発見
- ・ 悩みを抱える人やまわりの人が行政や民生委員などに気軽に相談する意識づくり
- ・ 関係機関につないだ後も、無理のない範囲で見守りながら一緒に解決を目指せる意識づくり
- ・ 日中活動の場の確保や内容の充実

○その他

- ・ 自死遺族へのケア
- ・ 人の悩みはそれぞれ異なるので一般論より個別性を重視した対応
- ・ 辛い思いをしている人やその家族へゆっくと話を聴いてくれる支援者の必要性

3 課題のまとめ

自殺の現状及び団体ヒアリング調査結果から、本町の課題を整理しました。

課題①男性の自殺対策が必要

2018年から2022年までの自殺者数において、男性が占める割合は約9割となっています。年齢別では40歳代の割合が最も高くなっており、地域の主な自殺の特徴においても有職の男性が1位と2位となっており、職場環境の変化が自殺に至るきっかけであると考えられることから、働いている男性の自殺対策が必要になっています。

課題②子ども・若者の自殺が増加している

自殺者に占める20歳代・20歳未満の割合が高くなっており、2018年から2022年の合計では、約3割となっています。自殺の原因・動機においては、学校問題の割合が高くなっているため、医療・福祉分野との連携やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子どもの相談体制の充実に取り組む必要があります。20歳代は勤務問題が関係していると考えられるため、職場でのメンタルヘルス向上に取り組む必要があります。

課題③自殺者の孤立を防ぐ対策が必要

自殺の原因・動機別の割合では、健康問題・勤務問題・家庭問題が高くなっており、自殺の危機経路では、仕事の悩みや同居している家族関係の悩みが原因で自殺に至っています。こうした相談や悩みを打ち明けやすい環境や身近な周囲のサポートを充実させることにより、孤立を防止し、自殺企図者をなくすための対策が必要です。

課題④地域での見守り体制

団体ヒアリング調査からは、課題として地域での見守りや居場所づくりなどが挙げられており、地域での相談の受け皿につながるような体制づくりが必要になっています。

第3章 前計画の評価

1 数値目標

数値目標については、前計画の最終年である令和5年に自殺者数を0人とする目標でした。2017（平成29）年まで自殺者数は減少していましたが、その後は増加に転じ、2022（令和4）年には6人まで増加しています。

自殺死亡率は、自殺総合対策をもとに9.0以下にすることが求められていました。2016年（平成28）年以降は9.0を下回る年もありましたが、2022（令和4）年には14.1まで上昇しています。

■図表 17 前計画の数値目標

	2022（令和4）年	2023（令和5）年
	現状値	目標
自殺者数	6人	0人

■図表 18 自殺死亡率の推移

	2016 （平成28）年	2017 （平成29）年	2018 （平成30）年	2019 （令和元）年	2020 （令和2）年	2021 （令和3）年	2022 （令和4）年	2023 （令和5）年 目標値
自殺死亡率	7.5	4.9	4.9	4.8	9.4	7.0	14.1	9.0以下※
（自殺者数）	3	2	2	2	4	3	6	0

※前計画における自殺死亡率の目標：9.0

国の自殺総合対策大綱における自殺死亡率の削減目標 30%に基づき、前計画での幸田町の自殺死亡率の目標を9.0以下とした。

2 前計画の評価指標の達成状況

前計画で掲げた評価指標の達成状況は下記の通りとなっています。

(1) 地域におけるネットワークの強化

評価指標	目標値（令和5年度）	令和4年度
自殺対策推進協議会	年1回開催	開催（1回）

(2) 自殺対策を支える人材の育成

評価指標	目標値（令和5年度）	令和4年度
ゲートキーパー養成講座受講者数（町民受講者）	500人	2,028人（高校生含む）
ゲートキーパー養成講座受講者数（職員）	全員	受講率80%
ゲートキーパー養成講座受講者の理解促進の向上	80%以上	90%以上
受講者等のゲートキーパーの登録者数	120人以上	24人
ゲートキーパー活動者の増加	100人以上	2,304人
幸田町いのち相談窓口設置	基幹相談支援センターに設置	設置済み
庁内相談窓口のマニュアル化	令和2年度までに作成	計画期間内に作成予定

(3) 住民への啓発と周知

評価指標	目標値（令和5年度）	令和4年度
広報による自殺対策の周知	年2回掲載	年1回（3月広報）掲載
自殺対策に関連するホームページの掲載	令和2年度末まで	計画期間内に掲載予定
ゲートキーパーによる自殺予防街頭キャンペーンの実施	年4回	年5回（4月、7月、9月、3月）実施
自殺予防街頭キャンペーン時の啓発物品配布数	12,000個	約7,500個
こころの悩みや病気にかかる相談窓口の広報への掲載	年1回掲載（令和2年度以降）	年2回（9月、3月広報）

(4) 生きることの促進要因への支援

評価指標	目標値（令和5年度）	令和4年度
ひきこもり家族の集い実施	毎月1回実施	毎月1回実施
地域での社会福祉に関する啓発、各種団体・関係機関との連絡調整等を行う地域福祉委員会の設置	学区ごとに設置	未設置

(5) 児童生徒へのSOSの出し方に関する教育

評価指標	目標値（令和5年度）	令和4年度
いじめ・不登校対策委員会設置と対策委員会の定期開催による情報提供	町内小中学校全校設置 月1～2回の定期開催	町内小中学校全校設置済み 月1回定期開催
幸田町教育相談室における相談体制の充実	教育相談員（臨床心理士）の 相談時間数増加	令和4年度から相談時間数増加 （週4日から週5日）
児童生徒のSOSの出し方等について学習する機会の増加 教職員のいじめ・不登校について学習する機会の増加	それぞれ年1回	生徒8年3回（学期毎）にアンケート実施 教職員8年1回研修開催
メールを活用したホットラインでの対応構築	令和3年度末までに設置	電話での相談対応（県・町）

第4章 計画の基本的な考え方

1 自殺に対する基本認識

「自殺総合対策」では「生きることへの包括的な支援」という観点から、自殺に関して、以下のとおりの認識をしています。本計画でもその認識を踏まえて取り組んでいきます。

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、役割喪失感、過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。

(2) 社会全体の自殺リスクを低下させる

自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開するものです。

(3) 生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

(4) 様々な分野の生きる支援との連携を強化する

自殺に追い込まれようとしている人の自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

(5) 自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景は、理解されにくい現実があります。そうしたことへの理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが適切であるとともに、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であるということが、社会全体の共通認識として普及啓発を行う必要があります。

2 計画の基本理念

(1) 基本理念

本町では、国の自殺対策における基本認識や基本方針を踏まえ、「第6次幸田町総合計画」や「第2次健康こうた21計画」及び「幸田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」等関連する分野の計画との整合を図るとともに、各計画における基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を「ともに生き いのちを支えあうまち こうた ～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～」として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指していきます。

[基本理念]

ともに生き いのちを支えあうまち こうた
～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～

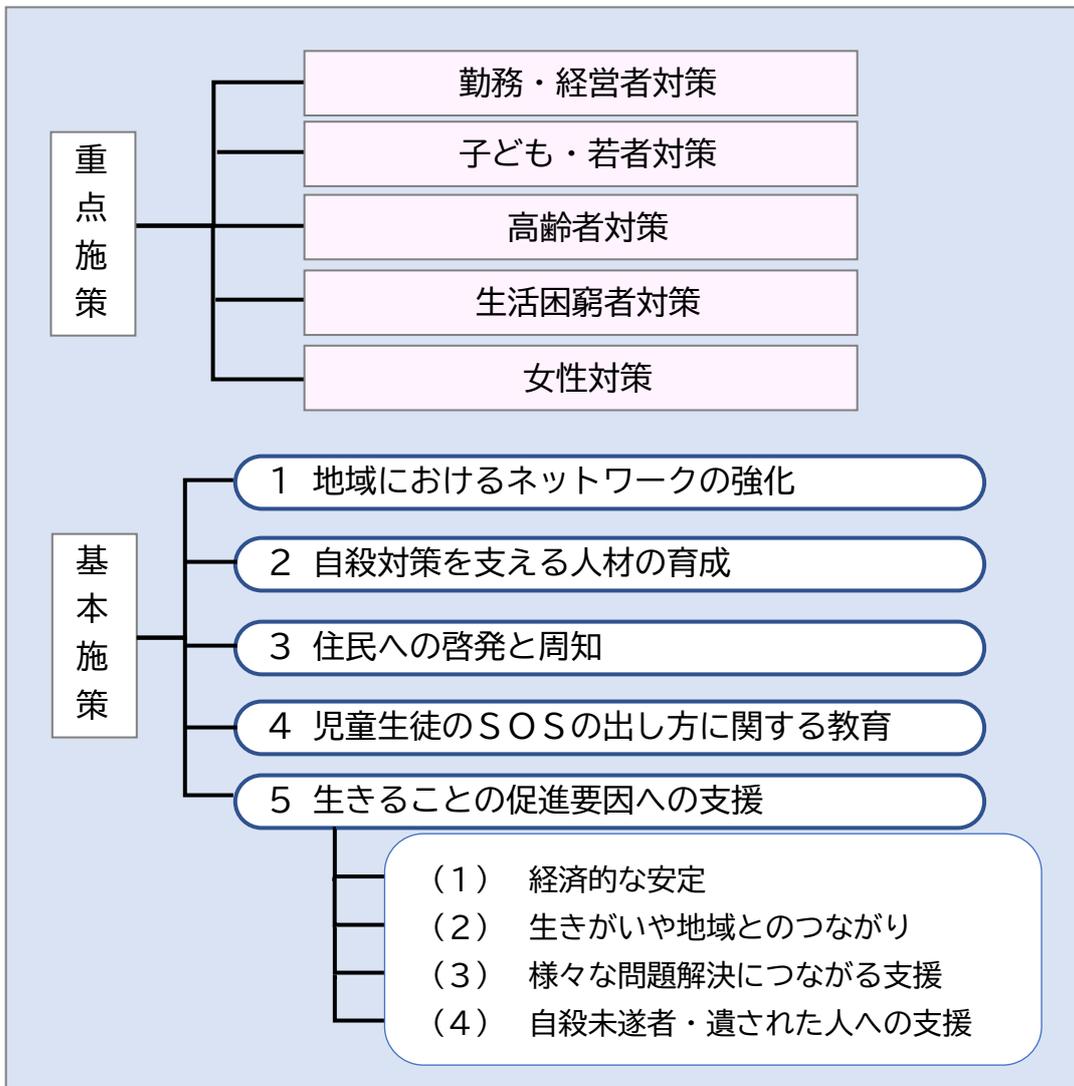
3 計画の体系

本計画の体系においては、「地域自殺実態プロフィール 2022」より本町において、推奨される重点パッケージである「勤務・経営」「子ども・若者」「高齢者」「生活困窮者」に加え、国や愛知県が重点施策とした「女性」を対象とした施策を重点施策とします。基本施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」においても全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組の5つを基本施策として推進していきます。

計画体系図

基本理念

ともに生き いのちを支えあうまち こうた
～誰も自殺に追い込まれることのない町を目指して～



第5章 自殺対策の基本施策と重点施策

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」は、本町で進められている多様な事業について、「生きることの包括的な支援」の視点を持ち、自殺対策に関わる事業として位置づけて、幅広く計画に盛り込むとともに、総合的に実施していく必要があります。

本町の自殺対策にかかる施策は、全庁に渡る既存事業を「生きる支援」の視点で洗い出し、全ての職員が自殺の実態、自殺対策の理念、認識の共有を図り、全庁横断的な自殺対策の施策展開の第一歩とするとともに、今後のより発展的な自殺対策の取組を見据えた基礎としています。

1 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現のためには、行政だけでなく、関係団体、民間団体、住民など地域の多様な関係者がそれぞれの役割を明確化、共有化した上で、互いに協力・連携することが重要です。このため、地域や自殺対策の場において、自殺防止のための相談支援や情報共有等についてより連携を図るために、地域におけるネットワークの強化を進めます。

※ 該当する重点施策

勤務：勤務・経営者対策 **子ども**：子ども・若者対策 **高齢**：高齢者対策
困窮：生活困窮者対策 **女性**：女性対策

事業名等	取組内容	担当課	※重点
自殺対策推進協議会の開催	自殺対策における情報交換や活動状況の把握、相談支援等の連携を図るため、行政、関係機関、民間団体等を構成員とする「自殺対策推進協議会」を開催し、本計画の実施と検証を報告します。	福祉課	全て
相談窓口連携会議	西尾保健所が開催する相談窓口ネットワーク会議などに参加し、関係機関との連携を図ります。	福祉課	
アルコール健康障害対策地域連携会議	西尾保健所が開催するアルコール健康障害対策地域連携会議に参加し、関係機関との連携を図ります。	福祉課	
地域総合支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築に取り組みます。	福祉課	

事業名等	取組内容	担当課	※重点
地域包括ケアシステムの推進に関すること（医療・介護の連携、地域ケア会議等）	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。	福祉課	高齢
高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	地域包括支援センター等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。	福祉課	高齢
要保護児童対策地域協議会	西三河児童・障害者相談センター（児童相談所）、関係機関等と連携を図り、虐待の心配や養育していく上でリスクを抱えている保護者については、要保護児童対策地域協議会の対象家庭に上げ、情報を共有し、対応を協議していきます。	こども課	子ども

2 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策は、日常生活の中で悩みや困難を抱えているような自殺のリスクの高い人の存在に気づき、早期発見、早期対応する必要があります。保健、医療、福祉、教育など様々な場において、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴き、寄り添うとともに、必要な相談機関、支援機関につなぐことができるゲートキーパーの養成を進めます。

また、地域の人的資源の発掘を行い、地域における気づき役・つなぎ役を育成し、関係団体、民間団体、ゲートキーパーなどの包括的な支援の仕組みを構築するとともに、関係機関の専門家、相談員の資質向上を図ります。

※ 【 】は、事業に該当する対象者をあらわします。

事業名等	取組内容	担当課	重点
ゲートキーパー養成講座 【町職員】	自殺リスクを抱えた町民を早期に発見し、支援につなぐ役割を担う人材育成のために町職員を対象にゲートキーパー養成講座を行います。	福祉課	全て
ゲートキーパー養成講座 【町民】	地域で声を掛け合える人材を増やすために自殺対策への理解を深め、町民に対する見守り体制づくりを推進します。	福祉課	全て
ゲートキーパー養成講座 【関係機関】	町内の事業所、民生委員・児童委員、保健推進員、ファミリーサポーターの会員などへの受講を拡大します。	福祉課	全て
認知症サポーター養成講座	「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人及びその家族を地域で見守る人材を養成します。	福祉課	高齢
職員研修及び福利厚生事業	職員向けにメンタルヘルス対策研修の開催や受講案内を実施し、全庁的な自殺対策の推進を図ります。健康診断、健康相談やストレスチェック等を実施し、自殺対策に携わる職員への支援を行います。	人事秘書課	
教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行い、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課	
学校職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、職員 50 人以上の学校では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行います。また、50 人未満の学校については、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行います。	学校教育課	

事業名等	取組内容	担当課	重点
学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、職員等のストレスチェックを実施し、職員のメンタル不調の未然防止を図ります。	学校教育課	
多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図ります。	学校教育課	
生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、研修体制の充実を図ります。	学校教育課	
救急事後検証会議	搬送症例の検証及び隊員へのフィードバックを行うことにより、救命率並びに知識の技術の向上を目指します。	消防署	

3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという事態は「誰にでも起こり得る危機」であり、その場合には問題を一人で抱え込まずに誰かに助けを求めることや周囲が変化に気づくことが大切です。本町においても、町民一人一人が、自分の周りにおける自殺のサインを発している人への気づきの力を持って、相談窓口や専門機関につなげ、見守っていく体制を整えます。

また、引き続き、自殺を考える人の心情や背景への理解を深めるとともに、正しい認識を広げるための啓発活動が必要です。

事業名等	取組内容	担当課	重点
自殺対策街頭キャンペーン等普及啓発事業	ゲートキーパー、西尾保健所等により自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、駅、商業施設等において街頭キャンペーン等で啓発用のぼりを掲げ、啓発物を配布し町民に自殺対策、こころの病等について正しい知識の普及を図ります。	福祉課	全て
こころの健康講話【町民向け】	こころと体のセルフケアに関する講演会を開催し、広く啓発を行います。	福祉課	全て
こころの健康相談に関するリーフレット配布【小・中学校】【職域別】	対象者に合わせたメンタルヘルスに関する内容や相談先のリーフレットを配布し、情報の周知を進めます。	福祉課	子ども 勤務
行政の情報提供・広聴に関する事務（広報等による情報発信）	町ホームページや各種SNS、CATV、広報こうた等を通じ、住民へ自殺対策についての正しい知識・理解を普及啓発します。	福祉課	
DV防止啓発	愛知県女性相談センターの紹介、ポスターや相談カードの設置、配布などで窓口の周知を行います。	福祉課	女性
ガイドブック作成事務	町における障がい者・高齢者やその家族に対して、各種制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるよう情報を提供します。	福祉課	
権利擁護講演会	町民を対象に障がい者への理解と社会活動の幅を広げ、障がいのある人もない人も、共生できる社会について、講演会を通し理解を促します。	福祉課	
健康づくり出前講座【職域別】	事業所従業員が心身ともに健康な状態を保てるよう健康づくりに関する講座を実施します。	健康課	勤務
成人運動講座、健康体操、女性健康講座、成人健康相談	講座や教室の開催を通じて、健康に関する知識普及等を行い、からだこころの健康について住民へ啓発と周知を行います。	健康課	勤務 女性

事業名等	取組内容	担当課	重点
こうた赤ちゃんガイド作成業務	産後のこころのケアに関する情報や子育てについて相談窓口を掲載しています。母子健康手帳交付時等に配布し周知啓発していきます。	健康課	
マタニティ講座・すくすくこうたっ子講座	講座や教室の開催を通じて、育児不安の軽減や相談できる場の提供に努めます。	健康課	
暮らしのガイドブック作成業務	行政情報、生活情報及び医療機関ガイド等を掲載した「暮らしのガイドブック」を発行し、住民が相談しやすい体制づくりに向け、広く周知していきます。	企画政策課	
男女共同参画計画推進事業	男女共同参画社会の実現をテーマに講演会を開催し、町民の意識啓発を促進します。性的少数者への差別や偏見の解消のための意識啓発を推進し、性に関する悩みによる自殺の予防につなげます。	企画政策課	女性
図書館の管理事務	図書館においては、読書環境の充実を図り、利用を促進するとともに、住民に対して、生きがいつくりの場となるような情報などの提供に努めます。	文化 スポーツ課	
生涯学習ガイドブック作成業務	生涯学習関連の講座・イベント等の情報を提供するためのガイドブックに相談窓口の情報を掲載します。	文化 スポーツ課	
労政広報紙発行等事業	町での労働相談の実施について、住民へ広報誌等を通じて周知を行います。	産業振興課	
社会福祉協議会広報誌「ともに生きる」発行事務	社会福祉協議会が発行する広報誌において、実施している事業の紹介や福祉に関する情報を発信するとともに、自殺予防や自殺対策への啓発を行います。	社会福祉 協議会	

事業名等	取組内容	担当課	重点
人権啓発事業	<p>人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知県人権啓発活動ネットワーク協議会と協力し、幅広い啓発活動を実施します。</p> <p>いじめや差別等の人権に関する相談について、人権擁護委員による相談を行います。</p> <p>配偶者・パートナーからの暴力やストーカーなど様々な人権問題の解決を図るため、人権擁護委員による相談を行います。</p> <p>市内小中学校において、命の大切さを育むため、「人権教室」を実施します。</p> <p>人権を大切にすることを育むため、人権擁護委員による「保育園人権教室」を実施します。</p>	住民課	

4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもを取り巻く環境は急速に変化し、いじめだけでなく不登校や貧困、家庭環境の問題など様々な困難を抱えている子どもが増えています。児童生徒が悩みを抱えたときに信頼できる大人に助けの声を上げられるような具体的かつ実践的な方法を学ぶとともに、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方教育）を行い、命の危機に対処する力やライフスキルを身に付けることができるよう取り組みます。また学校などの身近な場で相談しやすい体制を整え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携により多様な支援を行います。

事業名	事業内容	担当課	重点
就学に関する事務	特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人一人の障がい及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行います。	学校教育課	子ども
学級満足度調査	学級満足度調査により、児童生徒の心理面や学級集団の状態を客観的に把握し、いじめや不登校等の問題行動の予防と対策を推進します。	学校教育課	子ども
いじめ防止対策事業	フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。	学校教育課	子ども
教育相談（いじめ含む）事業 （教育相談室設置、運営事業）	子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談を教育相談員（臨床心理士）が対面で受け付けます。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行います。	学校教育課	子ども
教育支援体制整備事業（スクールカウンセラー活用事業）	学校における児童生徒の個人的な悩みや問題を聞き、指導助言（カウンセリング）を行う専門のカウンセラーとして、スクールカウンセラーを町内の小学校及び中学校に設置し、課題解決への対応を図ります。	学校教育課	子ども
スクールソーシャルワーカー活用事業	教育相談室やスクールカウンセラー、関係課と連携し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていきます。	学校教育課	子ども

事業名	事業内容	担当課	重点
登校サポートボランティア派遣事業	不登校の児童生徒に対し、元校長や教員経験者、臨床心理士等が連携し、一日も早い学校への復帰を目指して、一人一人の状況に応じた学習やグループ活動を実施します。また、児童生徒が自らの生活を立て直し、自主・自立の力を発揮できるよう支援します。	学校教育課	子ども
不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒を対象にした適応指導教室を設置するとともに、集団再適応、自立を助成する学習・生活指導等を実施します。また、不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施します。	学校教育課	子ども

5 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組と「生きることの促進要因」を増やす取組の両輪で行うことにより、自殺のリスクを低下させる必要があります。このため、生きることの促進要因への支援として、年齢や障がいの有無に関わらず生活上の困り事を把握し、関係機関の連携による支援や孤立を防ぐための居場所づくり、自殺未遂者や遺された人への支援などを進めていきます。

(1) 経済的な安定

事業名	事業内容	担当課	重点
生活困窮自立支援事業	<p>(自立相談支援) 西三河福祉事務所が生活困窮者からの相談に対応して支援プランを作成し、関係機関との連携により就労支援等を実施することをともに支援します。</p> <p>(住宅確保給付) 西三河福祉事務所が離職者等で、所得等が一定水準以下の者に、有期で家賃相当額を支給する事務を支援します。</p> <p>(一時生活支援) 西三河福祉事務所が住居のない生活困窮者に対して、一定の期間、宿泊場所や食事等を提供することを支援します。</p> <p>(子ども学習支援事業等) 西三河福祉事務所が主催する学習支援員等による学習支援を実施し、子どもの社会性の育成や将来の子どもの自立に向けた支援に取り組みます。</p>	福祉課	困窮
生活保護各種扶助事務	西三河福祉事務所が生活保護受給者に対し、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助等を必要に応じて支給する事務を支援します。	福祉課	困窮
行旅人援護事務	手持ち金がなくなった行旅人に目的地へ行くための交通費を支給し、必要であれば関係機関と連携し、相談対応、支援につなげます。	福祉課 社会福祉協議会	
高齢者保護施設措置事務	経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の保護施設への入所手続きを行う中で、本人やその家族が抱える問題を把握し、必要な支援先につなげるよう努めます。	福祉課	困窮 高齢
障害者助成事業（心身障害者扶助費等）	心身障害者扶助費、難病患者見舞金等の支給により、経済的な負担の軽減を図ります。	福祉課	

事業名	事業内容	担当課	重点
町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の賦課、収納、減免業務	滞納者に対する納付勧奨・減免状況を把握するとともに、生活困窮者の相談に応じて、必要がある場合に相談機関及び支援機関につなげる等の対応を行います。	税務課 保険医療課	困窮
精神障害者医療費助成事業	医療費の自己負担の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図るとともに、精神障がい者の生活困窮及び精神面での悩みがあった場合に、必要に応じて相談機関を紹介します。	保険医療課	
国民年金法定受託事務	経済面や生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある住民に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制の確立に努めます。	保険医療課	困窮
町営住宅事務	生活困窮や低収入など、経済面や生活面で困難な問題を抱える公営住宅の居住者や入居申込者に対し、相談機関及び支援機関につなげます。	都市計画課	困窮
町営住宅家賃滞納整理事務	経済面や生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある家賃滞納者に対し、「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制の確立に努めます。	都市計画課	困窮
水道料金徴収事務、給水停止事務	水道使用料を滞納している世帯より、生活困窮等の相談があれば、必要に応じて相談機関へつなぎます。	水道課	困窮
保育料等納入促進事業	経済面や生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある保育料を滞納している保護者に対し、必要な支援先につなぎます。	こども課	困窮 子ども
児童扶養手当認定請求等受付事務	児童扶養手当の新規認定等の請求を受け付け、愛知県へ進達するとともに、保護者や家庭が問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぐなど、支援への接点になります。	こども課	困窮
生活福祉資金及びたすけあい資金事業	住民の生活安定のため、差し迫って必要とする生活資金を迅速かつ低利で貸し付けを行い、必要であれば関係機関と連携し、相談対応、支援につなげます。	社会福祉協議会	困窮
日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理など、相談対応、支援を行います。	社会福祉協議会	

事業名	事業内容	担当課	重点
消費生活相談及び生活学校活動推進補助金交付事業	消費生活相談を実施し、住民が抱える問題を把握・対応し、問題の解決に向けた支援を実施します。また、消費に対する意識向上を図ることを目的として活動している生活学校の取組を支援します。	企画政策課	

(2) 生きがいや地域とのつながり

事業名	事業内容	担当課	重点
各種生涯学習講座開催	各種講座の開催を通じて、様々な人や地域とのコミュニケーションが生まれ、社会全体の横のつながりができるよう推進します。	文化 スポーツ課	
幸田町老人クラブ連合会補助金交付事務	高齢者向けクラブの活動を支援します。	福祉課	
生きがいデイサービス事業	要介護認定を受けていない高齢者を対象に、心身機能の維持や閉じこもりの防止を図ります。	福祉課	高齢
地域包括支援センター事業 (一般介護予防事業)	「げんきかい」や各種介護予防教室の開催、介護・健康出前講座の実施、各種事業の運営協力ボランティアの養成・活動支援により、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加、閉じこもり防止を図ります。	福祉課	高齢
精神障がい者社会復帰促進事業(憩いの場)	町内に在住する、こころの病を持つ人とその家族が気軽に来所できる場所を設置し、様々な相談に応じ、助言、援助、情報提供等その問題の解決にあたります。また、対象者の希望を取り入れた創作活動等を行い社会参加、自立の促進を支援します。	福祉課	全て
ひきこもり家族会	幸田町でひきこもりに悩む本人又は家族が集い、情報交換等行う場所を設けます。	福祉課	全て
認知症カフェ(若年性認知症カフェ)	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。	福祉課 社会福祉 協議会	高齢
地域包括支援センター事業 (家族介護教室)	「家族介護教室」、「認知症介護家族交流会」、「認知症カフェ」を開催し、介護者の負担軽減を図ります。	社会福祉 協議会	高齢
いきいきサロン	おおむね65歳以上の高齢者を対象とし、閉じこもり防止や認知症予防を図るとともに、地域住民の助け合い活動の幅広い普及に努めます。	社会福祉 協議会	高齢
ボランティアセンター運営事業	ボランティア団体が主催する地域の活動に対して、相談支援を行う。	社会福祉 協議会	

(3) 様々な問題解決につながる支援

事業名	事業内容	担当課	重点
精神保健相談・メンタルヘルス相談	西尾保健所の保健師、精神保健福祉相談員による、精神保健やメンタルヘルスに関する相談を活用します。	福祉課	
嘱託医師による相談	西尾保健所の嘱託医師（精神科医）による、精神保健やメンタルヘルスに関する相談への対応の取組を活用します。	福祉課	
アルコール相談	アルコールに関する相談先として、西尾保健所アルコール相談や断酒会などをつなぎ先として紹介します。	福祉課	
地域包括支援センター事業（高齢者総合相談）	生きがいの喪失などから、閉じこもり、孤立しがちになりやすい高齢者について、関係機関と連携し、相談対応、支援につなげます。	福祉課	高齢
民生・児童委員による心配ごとお気軽相談	役場相談室において様々な心配ごとに関する相談窓口を開設し、専門部署につなげる支援を実施します。	福祉課	高齢
介護サービスに関する事務	介護サービスを提供する中で、相談支援を実施し、要介護者や家族の負担軽減を図ります。	福祉課	高齢
ひとり暮らし等訪問施策事業	ひとり暮らし高齢者宅へ民生・児童委員が定期的に訪問し、見守り活動を実施します。	福祉課	高齢
障がい者相談支援事業	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。	福祉課	
障害者虐待防止センターの設置	基幹相談支援センターに障害者虐待防止センターを設置し、障がい者虐待に関する通報・相談窓口を開設します。	福祉課	
障害者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、基幹相談支援センターに相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	福祉課	

事業名	事業内容	担当課	重点
早期支援システム（岡崎市こども発達センターへつなぐ）	健診、相談等で発達障がいの疑いのあるケースに対し、主治医からの紹介又は保護者を通して岡崎市こども発達センターでの専門的療育の紹介、専門相談対応を行います。（未就学児対象）	福祉課 健康課	子ども
こども発達センター運営費等負担事業	岡崎市及び幸田町にて運営するこども発達センターにおいて、療育・相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整を行い、障がい児等及びその家族の福祉の向上を図ります。	福祉課	
障がい福祉計画策定・管理事業	障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の進行管理を行うとともに、自殺対策と連携していきます。	福祉課	
地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定・管理業務	地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定の進行管理を行うとともに、自殺対策と連携していきます。	福祉課 社会福祉協議会	
成年後見制度利用支援事業委託	成年後見支援センター（社会福祉協議会内設置）に対し支援を行うとともに、成年後見人制度利用者の相談受託等の支援に努めます。	福祉課	
こんにちは赤ちゃん訪問事業	子育て経験者によるこんにちは赤ちゃん訪問を通し、家庭環境や養育状況を把握し、支援が必要な家庭を早期に発見して保健センターにつなぎ、子育ての孤立化等の防止に努めます。	健康課	子ども 女性
乳幼児健康相談、母乳相談	乳幼児の発育・発達・育児の相談の機会を提供し、保護者の不安の軽減を図るとともに、産婦の健康状態の把握や産後うつを早期発見に努め、医療機関と連携し支援を行います。	健康課	女性
たんぽぽ相談室	子どもの発達に心配がある、育児に過度の不安がある親子に対し、専門的な判断・指導・助言を行う場を設けます。	健康課	子ども 女性
産後ケア事業	医療機関等からの情報提供等により、育児不安が強い方や家族等から十分な援助が受けられない方に対して関係機関と連携し早期から支援を行います。	健康課	女性

事業名	事業内容	担当課	重点
利用者支援事業（母子手帳交付、妊婦乳児健康診査票等交付、産婦健康診査票交付）	<p>妊娠期から子育て期に渡るまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、母子保健サービスや子育て支援を円滑に利用でき、安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期に渡るまでの切れ目のない支援を行います。各種健康診査票を交付し、受診勧奨するとともに、医療機関と連携し産後うつ等の早期発見、早期支援に努めます。</p>	健康課	女性
新生児訪問、未熟児訪問、乳幼児健康診査、2歳児歯科検診	<p>各種訪問事業や乳幼児健康診査において、乳幼児の発育・発達に関する情報や保護者の健康、育児状況等を把握します。また、育児に対する不安や困難感を確認し助言等支援を行います。</p> <p>必要に応じ関係機関との連携を図ります</p> <p>歯科健診では、乳幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行います。また、乳幼児健診未受診者のフォローを通し、児童虐待の発生予防を図ります。</p>	健康課	子ども 女性
健康増進計画推進事業	<p>第2次健康こうた21計画の推進とともに、休養・こころの健康として自殺に触れることで更なる周知啓発を行います。</p>	健康課	
見守り配食サービス事業	<p>在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者等に計画的な配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、対象者の生活支援、見守り及び健康の保持を推進します。</p>	社会福祉協議会	高齢
友愛訪問事業	<p>老人クラブの会員で、見守りが必要なおおむね75歳以上のひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び障害者を含む高齢者世帯が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように定期的に訪問し、安否の確認と孤独感の解消を図り高齢者同士が支え合うことのできる地域づくりを目指します。</p>	社会福祉協議会	高齢
無料法律相談	<p>弁護士による無料法律相談を実施し、住民が抱える様々な問題の把握と解決につなげます。</p>	住民課	

事業名	事業内容	担当課	重点
国民健康保険重複・頻回受診者訪問事業	重複・頻回受診者を訪問指導することにより、被保険者の健康相談、適正受診の指導を行います。また、訪問指導時に自殺リスクが高い場合に相談機関を紹介する等の対応を行います。	保険医療課	
がまごおり若者サポートステーション出張相談	就労相談において、こころの悩みを抱えた人にも対応できるような支援体制を整え、生きることの包括的な支援（自殺対策）に役立てます。	産業振興課	

(4) 自殺未遂者・遺された人への支援

事業名	事業内容	担当課	重点
自殺未遂者の支援	自殺未遂者はその後の自殺の危険性が高いとされており、再企図防止の取組みが重要です。引き続き、相談窓口ネットワーク会議などへ参加し、関係機関との連携を図ります。また、自殺未遂者の事例検討会を実施し、対応方法を検討することで相談担当者の資質の向上を目指します。	福祉課	
残された人への支援	自殺により、身近な人を突然失った人は、深い悲しみなどの精神面以外にも様々な影響を受けます。残された親族や周囲の人を支える取組みを関係機関と共に進めます。	福祉課	

第6章 自殺対策の推進体制

1 計画の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会の全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。このため、幅広い関係機関・団体で構成される「幸田町自殺対策推進協議会」を設置して、官民一体となった自殺対策を推進していきます。

また、「幸田町自殺対策推進協議会」において、実効性のある施策の推進を図るとともに、本町の役場内には「幸田町自殺対策推進協議会作業部会」を設置して、全庁的な関連施策の推進を図ります。

(1) 地域ネットワーク

1 幸田町自殺対策推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の町内外の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本町の自殺対策推進の中核組織として、年1回自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

2 幸田町自殺対策推進協議会作業部会

幸田町役場内において、自殺対策推進協議会の下部組織として、各課から選出する職員で構成する作業部会を置き、現場における自殺対策の推進に取り組みます。また、全職員を目標にゲートキーパー養成講座の受講を目指します。

3 幸田町自殺予防ネットワーク会議

必要に応じて、地域の精神科医療機関を含めた保健、医療、福祉、教育等の関係機関のネットワーク構築促進のためのネットワーク会議を開催します。情報交換、ケース検討等を通して複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。

(2) 関係機関や団体等の役割

1 町の役割

町民に身近な存在として、相談窓口の充実と周知、各種のスクリーニングの実施と個別支援の充実、自殺対策計画の策定、実施と検証のPDCAサイクルの運営など、全庁をあげて対策の主要な推進役を担います。

2 県の役割

県精神保健福祉センターは、愛知県の地域自殺対策推進センターであり、専門職員向けの研修会の実施や、町の自殺対策に対する助言などの支援を行います。

また、西尾保健所は、三河南部東医療圏域の自殺対策の推進役を担い、町の施策と連携・協力しながら、広域的な事業の取組等によって、各市町村の支援を行います。

3 教育関係者の役割

児童生徒のこころとからだの健康づくりや生きる力を高めるための教育、相談体制の充実、自殺予防のための教職員の研修等により、子どもたちの自殺予防の取組を進めます。

4 職域の役割

仕事における強いストレスや不安を抱えている従業員に対するメンタルヘルスケアの取組を一層推進し、ストレスの要因となる職場環境の改善や、うつ病の早期発見と早期治療などへの取組を進めます。

5 関係団体の役割

自殺対策には、その背景にある複合的な要因への対策が重複する部分が少なくありません。このため、関係団体においては、ネットワークを活用し相互に緊密な情報交換を行いながら、連携した取組を進めます。

6 町民の役割

町民一人一人が自殺対策に関心を持ち、理解を深めることが必要です。地域で身近な人が悩んでいる場合に、早めに気づき、気になったら「声をかける」、「話をよく聴く」、「必要な相談先に寄り添いながらつなぐ」ことが大切です。

2 評価指標と検証・評価

本計画における評価指標を設定し、毎年、基本施策の取組状況を取りまとめて、その進捗状況を検証・評価し、幸田町自殺対策推進協議会に報告の上、その後の取組についての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

● 「1 地域におけるネットワークの強化」における評価指標

自殺対策における情報交換や活動状況の把握、相談支援等の連携を図るため、行政、関係機関、民間団体、住民等がそれぞれの役割を明確化し、協働していくため、地域におけるネットワークの強化を推進します。

なお、本計画の実施と検証を自殺対策推進協議会の中で報告します。

評価指標	令和10年度までの目標値
自殺対策推進協議会の開催	年1回開催

● 「2 自殺対策を支える人材の育成」における評価指標

自殺の危険を示すサインへの気づき役となり、声をかけ、話を聴き、必要に応じて専門の相談窓口や医療機関等につなげ、見守る、「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成するため、ゲートキーパー養成講座をこれまで以上に町民だけでなく、町内の事業所、日常的に地域住民に対する見守り活動に尽力している民生委員・児童委員等、健康づくり等に関係する団体やボランティア団体などへの受講を拡大します。

多くの町民へ受講を促進するほか、町の職員・教職員等においても受講を拡大します。

評価指標	令和10年度までの目標値
ゲートキーパー養成講座受講者数	(延)年50人
ゲートキーパー養成講座受講者数(町職員)	全員
ゲートキーパー養成講座受講者の理解促進の向上 ※アンケートで「理解が深まった」と答えた人	80%以上
庁内相談窓口のマニュアル化 ※専門の相談窓口へつなげるマニュアル	令和10年度までに作成

● 「3 住民への啓発と周知」における評価指標

自殺を考える人の心情や背景等への理解を深め、住民一人一人が自殺に対する正しい認識を持ち、自殺防止に一体となって取り組んでいくことができるように、啓発、周知活動に取り組みます。

なお、自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

評価指標	令和10年度までの目標値
広報や町ホームページによる自殺対策の周知・相談窓口の掲載	年2回掲載 (9月、3月)
ゲートキーパーによる自殺予防街頭キャンペーンの実施	年2回(9月、3月)以上実施

● 「4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育」における評価指標

自殺を防ぐための学習機会の増加や教育環境の整備を推進し、子どもが困難やストレスなど命の危機に対処できる力を養うとともに、つらいときや苦しいときに助けること、支えることができる人材の育成に努めます。

社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）を推進し、町内の全ての小中学校において、児童生徒・教職員に対して年1回以上実施することを目指します。

また、いじめやネット上のトラブル、薬物依存、児童虐待等、自殺のリスクにつながりかねない種目に対する注意喚起のパンフレットや、メール相談も含めた相談窓口の情報を掲載したリーフレットを配布します。

評価指標	令和10年度までの目標値
幸田町教育相談室における相談体制の充実	教育相談員の相談時間数等の増加
児童生徒・教職員に対する講演会・研修の実施	年1回
児童生徒や若者に対する支援情報の提供（メール相談等）	年1回

● 「5 生きることの促進要因への支援」における評価指標

ニートやひきこもり等、子ども・若者自身や保護者が抱える悩みには多様なものがあり、相談内容も複雑・多様化しています。こうした相談に的確に対応し、支援していくためには、地域医療、地域住民等といった関係者・関係機関の連携が重要です。また、問題解決に向けた適切な助言や支援を行うには、相談担当者の資質の向上を図るとともに、相談窓口の機能充実を図ります。

失業者等に対する相談窓口を充実させるため、各種相談事業を実施するほか、失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。

高齢者の居場所づくりや健康づくりを推進するとともに、様々な悩みを抱えた高齢者の話し相手になる傾聴ボランティア事業の推進などにより、支援が必要な高齢者への声かけ、見守り活動を推進します。

地域の支援団体等と連携・協働し、アルコール依存症等に関する問題を抱える方、又はその家族等への相談事業を実施します。

心に不安や悩みを抱える町民が自宅以外でも安心して過ごせる居場所を提供します。さらに、居場所の利用者同士が交流する中で、自己理解や社会性を高めることによって、安心した生活につなげます。

評価指標	令和10年度までの目標値
居場所（憩いの場）支援	毎週1回実施
ひきこもり家族の集い実施	毎月1回実施

参考資料

1 幸田町自殺対策計画策定経過

日 程	会 議 名 等	内 容 等
令和5年8月23日	第1回幸田町自殺対策推進協議会	・自殺を巡る国、県の動向及び幸田町の現状 ・幸田町の自殺対策の取組について
令和5年10月	関係団体ヒアリング調査	町内の関係機関、医療機関、民間団体、企業・事業所、学校関係など
令和5年11月9日	第2回幸田町自殺対策推進協議会	・自殺対策計画素案について ・パブリックコメントについて
令和6年1月15日～ 2月14日	パブリックコメント	・計画案に対する意見聴取
令和6年3月19日	第3回幸田町自殺対策推進協議会	・幸田町自殺対策推進計画について

2 幸田町自殺対策推進協議会設置要綱

平成30年5月30日

要綱第31号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の規定に基づき、関係機関、団体等が相互の連携を確保し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、幸田町自殺対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の特性に応じた自殺対策の取組の方向性に関すること。
- (2) 自殺対策に係る計画の策定に関すること。
- (3) 自殺対策の取組の成果の検証に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉関係者
- (2) ゲートキーパー
- (3) 学識経験者
- (4) 就労支援関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 行政関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(部会)

第7条 会長は、専門の事項を協議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会は、会長が招集する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

3 幸田町自殺対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

番号	区分	推薦団体名	氏名	役職等名	備考
1	保健医療関係	岡崎市医師会	安西 幸治	岡崎市医師会代表	
		岡崎歯科医師会	市川 善之	岡崎歯科医師会代表	
		岡崎市薬剤師会	鈴木 康司	岡崎市薬剤師会代表	
		京ヶ峰岡田病院	佐野 明子	精神保健福祉士	
		愛知県西尾保健所	有川 かがり	健康支援課長	
2	警察関係	愛知県岡崎警察署	永田 英巳	生活安全課長	
3	労働関係	岡崎公共職業安定所	井村 国稔	統括職業指導官	
		幸田町商工会	小野 浩史	事務局長	
		株式会社デンソー 幸田製作所	坂元 邦晴	人事厚生課長	
4	教育関係	愛知県立幸田高等学校	戸田 康弘	生徒指導主事	
		幸田町小中学校長会	唐澤 満	会長	
5	福祉関係	幸田町社会福祉協議会	天野 広子	会長	
		幸田町民生委員児童委員協議会	本田 一恵	副会長	
		幸田町老人クラブ連合会	大嶽 弘	会長	
		幸田町基幹相談支援センター	仙田 昇裕	相談支援専門員	
6	ゲートキーパー	幸田町ゲートキーパー	白川 喜美子		
			内藤 文子		

4 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提

出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大

学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を

推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

5 用語解説

用語	内容等
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）をすることができる人。「命の門番」とも位置付けられる。
自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺者数。 計算式は、「地域の自殺者数÷人口×100,000＝自殺死亡率」。
自殺企図	自殺を図る行動を起こすこと。また、自殺を企てること。
スクールカウンセラー	学校において、児童生徒の個人的な悩みや問題を聞き、指導助言（カウンセリング）を行う専門のカウンセラーのこと。
スクールソーシャルワーカー	児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、児童生徒の社会環境を構成する家族や、友人、学校、地域に働きかけ、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職。児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、非行といった問題行動や児童虐待などの背景・原因を見極めたうえで、子供やその家庭に働きかけるだけでなく、医療機関や、児童相談所、福祉事務所、警察などと連携して問題を解決に導く点に特徴がある。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
地域自殺実態プロファイル	自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したプロファイルのこと。地域の自殺の実態を把握することで総合的な自殺対策を推進することとされている。
DV	ドメスティックバイオレンス（domestic violence）の略称。家庭内の配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。
メンタルヘルス	「こころの健康」のこと。特別な精神疾患を患う人の問題だけに限定されるものではなく、「こころが健康である」とは、前向きな気持ちを安定的に保ち、意欲的な姿勢で環境に適応することができ、生き生きとした生活を送れる状態のことである。
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が設置・運営する組織。各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られ、迅速に支援を開始することができる。

第2期幸田町自殺対策計画

【令和6（2024）年度～令和10（2028）年度】

発行：幸田町健康福祉部福祉課

所在地：〒444-0192

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1

電話：0564-62-1111(代表)

ファックス：0564-56-6219



幸田町

Kota Town